

# 田の原駐車場等の一部でキッチンカー等による飲食の提供及び物産販売を行う出店希望者を募集します

村では、田の原観光施設の解体および建設において、飲食の提供が持続して行えるよう新しい施設が建設された次の年度に観光センターを解体する予定でしたが、御嶽山の国立公園化を見据えて解体工事を1年前倒しすることになりました。それにより、飲食の提供ができなくなるため、駐車場の一部等を利用し、キッチンカーなどによる飲食の提供等を行う出店者を募集します。ご希望される方は期限までに役場 総務課(財産管理係)へお申し込みください。

1. 場 所 田の原社務所前の駐車規制区域 2区画(車両可)
2. 用 途 1区画 キッチンカー等による飲食の提供(同時に物販も可)  
1区画 物産販売またはキッチンカー等による飲食の提供  
※この用途以外の使用は出来ません。  
※1区画は物産販売のみでも申込みが出来ます。
3. 区 画 2区画(1区画は2m×3mの予定)
4. 募集対象 基準日において王滝村内に事業所を有する団体または村民  
※但し、申請時に村税及び使用料等に滞納のない者に限ります。  
※募集が多かった場合には、それぞれの区画において利用料金の入札(せり売り)により最高額者の1者とします。  
※物産販売は共同申請を可能とします。  
※応募は1団体または1個人、1区画までとします。  
※基準日は令和7年6月16日とします。
5. 使用期間 令和7年7月中旬～10月中旬まで
6. 利用料金 1団体又は1個人 期間中 一律10,000円
7. 申込期限 令和7年7月4日(金)まで
8. お申込み・お問合せ先 役場 総務課 財産管理係(48-2002)
9. 特記事項
  - ・販売のために必要な許認可(食品衛生法に基づく営業許可や露店または自動車による営業許可証など)に関する手続きは、全て使用者側で行ってください。又、現地での営業行為について、全て自己責任において処理して下さい。
  - ・物産販売で共同申請する場合、代表者と構成員の全てを記載して下さい。
  - ・物産販売は主に村内で採れた野菜や、村内で作られた農・林産加工品等の販売を想定しています。加工された食品を販売する場合は、製造許可を有する施設で調理・製造された食品として下さい。
  - ・販売する飲食物・物品は、村が事前に承認したものに限り、法令を遵守し、公序良俗に反する物品の掲示・提供や販売を行わないで下さい。
  - ・社務所前の中部電力の高圧受変電設備付近に1契約分の電源を設ける予定です。使用者側で契約し、区画までは使用者側で延長して下さい。その際、利用者の安全を確保して下さい。また、2者で利用する場合は、両者で協議して下さい。
  - ・物産販売のみの場合、テントやテーブル等使用者で用意して下さい。
  - ・当地域は県立公園内です。車両や販売所の華やかな装飾等は控えて下さい。
  - ・出店者、販売員は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員または法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

この範囲内で 2 区画

- 1 区画：キッチンカー等による飲食の提供（同時に物販可）
- 1 区画：物産販売またはキッチンカー等による飲食の提供（同時に物販可）



観光センター(解体中)

社務所

ビジターセンター